

国立大学法人東京農工大学学位規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学学位規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(学位論文要旨及び審査要旨の公表)</p> <p>第18条 本学が博士の学位を授与したときは、<u>その授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨を公表するものとする。</u></p> <p>(学位論文の公表)</p> <p>第19条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、<u>その学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りではない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、<u>本学の承諾を受けて、当該論文の全文にかえてその内容を要約したものを印刷公表することができる。</u>この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(学位論文の保存)</p> <p>第20条 学位の授与の基礎となった学位論文の正本は、本学図書館で保存するものとする。<u>ただし、修士(農学)の学位論文は、当該論文に係る講座で保存するものとする。</u></p>	<p>本則</p> <p>(学位論文要旨及び審査要旨の公表)</p> <p>第18条 本学が博士の学位を授与したときは、<u>当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を本学学術機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の利用により公表するものとする。</u></p> <p>(学位論文の公表)</p> <p>第19条 博士の学位を授与された者は、<u>当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、<u>当該博士の学位を授与した学府又は研究科の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。</u>この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。</p> <p>3 <u>博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、リポジトリの利用により行うものとする。</u></p> <p>(学位論文の保存)</p> <p>第20条 学位の授与の基礎となった学位論文の正本は、本学図書館で保存するものとする。</p>	

附 則 (平成25年10月28日 教規程第42号)

- この規程は、平成25年10月28日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、第20条の改正規定は平成25年10月1日から適用し、同日前に授与された修士(農学)の学位論文の保存については、なお従前の例による。
- 改正後の第18条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 改正後の第19条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。